

川崎市幸区公告 第35号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民保険法（昭和33年法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 8 月 1 日

川崎市幸区長 山口 美穂

（別紙省略）